

平成 29 年度横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会3 「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」
第1回

日 時	日時：平成 29 年 11 月 13 日（月） 9 時 30 分～11 時 30 分
開催場所	横浜市庁舎 3 階共用会議室
出席者	青木委員、伊藤委員、岩屋口委員、大野委員、角田委員、川畑委員、栗原委員、小林委員、坂田委員、知久委員、辻川委員、中根委員、西尾委員、星委員、松木委員、宮川委員（16 名）
欠席者	赤羽委員
オブザーバー	旭区高齢・障害支援課、横浜家庭裁判所
事務局	健康福祉局福祉保健課、健康福祉局高齢健康福祉部、健康福祉局障害福祉部、横浜生活あんしんセンター、横浜市社会福祉協議会地域活動部、横浜市社会福祉協議会企画部
開催形式	公開（傍聴者 0 名）
議 題	<p>【議事 1】分科会長の任命</p> <p>【議事 2】分科会設置の主旨及び第 4 期市計画策定状況について</p> <p>【議事 3】分科会 3 準備会の報告について</p> <p>【議事 4】意見交換</p> <p>（1）今回の分科会 3 で議論する内容について</p> <p>（2）広報・普及啓発について</p> <p>（3）成年後見人に求められること</p>
議 事	<p>開会</p> <p>1 分科会長の任命</p> <p>・委員会運営要綱第 6 条により、松木委員の推薦を受け西尾委員が分科会長に選任された。</p> <p>（西尾分科会長）地域福祉保健計画の委員として関わらせていただいているのでご指名いただいたが、権利擁護については不勉強なのでそれぞれ専門の立場からご意見をいただき進めたい。本日は、分科会 3 の第 1 回の会議なので配布資料が多いが、前半は事務局から利用促進基本計画と地域福祉保健計画の状況説明があり、後半のふたつの意見交換のテーマに時間をかけて話し合いたい。</p> <p>2 分科会設置の主旨及び第 4 期市計画策定状況について</p> <p>・事務局より資料 2～6 について説明</p> <p>（事務局）この分科会 3 の結果を踏まえて第 4 期地域福祉保健計画と一体的なものとして市の成年後見利用促進計画を策定していきたい。ついては、成年後見制度をどう進めていったら良いのかご意見をいただきたい。</p> <p>・事務局より資料 7 について説明</p> <p>（西尾分科会長）分科会の設置の趣旨及び、第 4 期市計画策定状況の事務局説明に対して質問等はあるか。</p> <p>（宮川委員）権利擁護にはいろいろあるが、審議会では成年後見制度についてのみ話し合うのか。成年後見制度を選んだ理由は何か。権利擁護の範疇として、例えば虐待について等の分科会はあるのか。</p>

(事務局) 権利擁護にはいろいろ入ってくるが、この分科会3で意見をいただくのは成年後見制度の利用促進基本計画に関連したところをやりたいと思っている。地域福祉保健計画の策定・推進委員会の委員になっておられる方が何名か分科会3にも参加していただいているが、策定・推進委員会で、支援が必要な人に支援を届ける仕組み等、他の権利擁護全体を含めて議論している。分科会3では、基本的に成年後見制度の利用促進法の中で成年後見をどのように利用促進していくかを中心に議論していただくが、必要に応じてその他の点も議論するかもしれないことを了解していただきたい。

(西尾分科会長) 背景としては、国が示した基本計画により市町村が成年後見制度の利用促進基本計画を作っていくことが努力義務とされ、横浜市でも策定していくこととなった。策定検討にあたっては、審議会等を設置することが法律で定められているが、横浜市では、その審議会を地域福祉保健計画策定・推進委員会の分科会と位置付け、地域福祉保健計画の策定検討と一体的に進めていくということ。そのため議論の中心は、成年後見制度利用促進ということになる。地域福祉保健計画は、福祉的な地域の課題も含めて議論をしている。

(宮川委員) 虐待はどこで議論するのか。

(事務局) 虐待等の問題は、市の中でもいろいろな会議等がある。高齢者、障害者など対象者別のプランの中にも児童も高齢者も障害もそれぞれの計画を持っており、その計画の中で虐待も考えているので、ここでは成年後見制度を検討していきたい。

(宮川委員) ここでは、それで良いが、その部分もどこかでやっていただかないと権利擁護＝成年後見と言われるとそうではないと違和感を覚えた。

(事務局) 地域福祉保健計画とは、広い概念で、なるべく制度を利用できるように、例えば、高齢、障害などの縦の計画を横に繋ぐのが地域福祉保健計画である。広い概念なので、「消費者被害」についても第3期で高齢者の方が被害にあわないようにということも含んだ計画立てをしている。

3 分科会3準備会の報告について

・事務局より資料8～10について説明

(西尾分科会長) 9月に分科会3の準備会を開き専門職・団体の方を中心に意見交換をした報告と、その関連で横浜市の現状、統計データや基本計画における横浜市における取り組みを説明いただいた。何か質問等はあるか。情報量が多いので咀嚼するのが大変だが、準備会の議論や現状の取組状況を見ていくと、広報・普及啓発、成年後見人と地域の支援関係者の連携に課題が見えてきているので、この後の意見交換で議論を深めたい。

4 意見交換

(1) 今回の分科会3で議論する内容について

(西尾分科会長) 第1回なので、広報、普及啓発と成年後見人に求められることについて意見交換を行いたい。どのような課題があるか事務局で整理された資料の説明をお願いしたい。

・事務局より資料11 補足資料について説明

(西尾分科会長) 大きく二つの柱で検討していきたい。

(2) 広報・普及啓発について

(西尾分科会長) まず、広報のあり方について意見はあるか。

(岩屋口委員) 成年後見制度がなかなか進まないというところで、3月24日に閣議決定された利用促進計画の中で、成年後見制度が権利擁護の手段であるという認識が一般市民の方に理解されていないことがあげられている。困った時に成年後見制度を使おうと思わない。なるべく成年後見制度を使わない方法はないですかという相談がよくある。そのため、一般市民の方々に、本人が認知症になったり困ったりしたら、まず、成年後見制度の利用を検討する意識改革が必要であることが一つ。また、成年後見が進まないのは、資料10にもあるが、後見人等がつくと自由に財産が使えない、横領の問題、金持ちしか使わない制度である等、マイナスイメージが大きいため、マイナスのイメージを一つずつ潰していく広報、例えば「これはとても本人のためになるもので、お金がちゃんと管理され本人の意思が尊重される」というような具体的に響く広報をしていくことが大事であると思う。

(小林委員) 成年後見人を申請するにはお金がかかる。何千万ならいくら、何十万ならいくらと取り決めがあり、払える人は何%かのお金持ちしかいない。払えないのに後見と言われるが、財産がなければ後見をやる必要はない。一番重要なことは、身上監護であるのに、弁護士や司法書士が身上監護まで手は回らない。そのようなところが後見人制度が進まない理由である。

(岩屋口委員) 言い忘れたが、お金のない方には、成年後見制度利用支援事業があり、横浜市で後見人の報酬は助成してくれるので、本当にお金のない方については、本人は費用を負担しなくても利用できる制度だということが周知されていない。また、経済的虐待等で親族に搾取されているケース等は、後見人制度を使って本人の財産を守る権利擁護をしなくてはならないので、お金がない人にとっても大事な制度であると理解している。

(小林委員) そのあたりの広報がない。私も報酬の補助があることは初めて知った。

(宮川委員) お金の補助があるということは、横浜市の広報には書いていないのではないか。

(岩屋口委員) 国の計画の中でも、費用助成のことは書いてある。

(事務局) ピンク色のパンフレットの6頁の下「成年後見制度利用支援事業」のところに掲載されている。生活保護を受給している方及び所得要件に該当する方が対象。例として、1人暮らしの方であれば年収150万以下の方、資産350万以下の方には助成の対象になる。

(宮川委員) 説明いただいたような資産要件などの細かい数字が示されないと理解しづらいのではないか。

(事務局) 障害の方の家族及び支援者向けのパンフレットの見開き9ページ下に、単身世帯の方の場合等、詳しく書いてある。

(宮川委員) 制度を活用するにあたり心配事の項目を大き目にわかりやすく取り上げたらどうか。弁護士の横領等、不信感があるので、被害にあった場合、国の保険制度があれば良い。横領されてそのままではなく、補償してもらえないと安心して使えない。

(事務局) そのようなマイナスの部分を補っていくことが重要だということである。

(大野委員) 行政書士の専門団体であるコスモス成年後見サポートセンターの体験だけでいう

と、会員はそのような場合の損害賠償責任保険には入っている。成年後見サポートセンターもある。

(小林委員) 全額補償ではなく、100万～200万円程度である。私の知っている大阪の事例では、弁護士に8千万取られて、サポートセンターから100万円しか返ってこない。このようなことがあると制度を安心して使えない。

(松木委員) 保険はその性質上、故意に横領したようなケースをカバーする形にはなっていない。過失等の事故で、しかも保険会社で支払いを認めた場合のみ保険の契約内で一定額出る。

ただし、故意の横領をカバーしようとする高い保険料を払わなければならなくなる。そのような仕組みづくりから弁護士会で検討しているが、個々の後見人の横領まで保険で全額カバーできるところまでいっていない。

実際、専門職の横領については、氷山の一角が大きく報道されている感がある。残念なことに後見の横領の問題は親族後見に多いのも現実。そのようなこともあり、専門職の後見の比率が上がっている。家庭裁判所でも工夫をして専門職後見人も身上監護面ではご家族のようにいかないので、できるだけ親族の方の力を生かすため、成年後見人と親族が連携できるよう工夫は積み重ねて制度運用の改善をしている。監督を厳しくするとか、成年後見支援信託という信託制度を使ってみるとか、その当否はさておき工夫を積み重ねているというのが実情である。

(小林委員) 後見人は本人が死ぬまでやめられない。後見人が先に死んだら次を探さなければならない。

(松木委員) そこも制度理解の部分だが、法定後見の類型は、家庭裁判所が後見というシステムの適否を先に決め、その後で後見人を探すので、法律システム上後見人が亡くなられたり本人が能力を回復されない限りずっと続くが、後見人は交代することも予定されている。最初についた後見人が変わることは往々にしてある。

(西尾分科会長) 制度の理解、認識や意識のギャップがある点が課題である。それは広報など、どのように理解をしてもらうかが課題でもある。不正防止も国の計画上の重要な課題にもなっている。

(宮川委員) 国の方で保険の部分も対策を検討しないのか。

(西尾分科会長) そのような課題も出てくるということ。いろいろ専門職団体で工夫されているものもあるので、今後、議論をしていく必要があると感じる。今回は、ターゲットを市民層と当事者層と支援者層とに分けて示して、それぞれ認識を高めるためにどのように効果的に広報していくことが必要なのか、それぞれの立場からも意見をいただきたい。

(栗原委員) パンフレットはよく見るが、ユーチューブ等インターネットを介してコラム的に紹介するなど、誰もがずっと入れる媒体が良いのではないかと。若い人はユーチューブをよく活用しているので周知が広がると思う。看護職、介護職、福祉職でも理解ができなかったことが動画をみることにより理解ができるようになるのではないかと。

(西尾分科会長) 広報のツール、紙媒体でない話である。

(岩屋口委員) ユーチューブはとてもいい提案である。今の若い方は、わからないことがあると

スマホやパソコンで検索するので、そのトップ画面に動画が出れば少し見てみようという方に情報が入る。

(宮川委員) 新しいパンフレットも綺麗で漫画が入っていて良いが、ボリュームが多い。実際、成年後見を利用したい人以外は読まない。もっと簡単にならないか。

(小林委員) 専門職の説明会等で後見制度のPRはされているか。

(岩屋口委員) おそらく各団体で行っている。リーガルサポートかながわも年に1回市民公開講座で市民向けに成年後見制度について説明している。

(事務局) 身近なところでは、地域ケアプラザ、地域包括支援センターには権利擁護を進める広報啓発の役割が課せられているので、各地域ケアプラザの専門職の方達が説明等を行なっている。

(小林委員) 当事者に一番近いのが地域ケアプラザや地域包括の人なので、その方達が利用者を見て、成年後見人をつけた方が良いとか、講座を受けた方が良いとか、親戚に知らせた方が良い等、一番話もしやすい。そこでPRしないと広がらない。

(西尾分科会長) 当事者に関わる団体でも行われている。支援機関の包括やケアマネジャー等の中核相談機関あたりで何か抱えている課題など意見はないか。

(坂田委員) 私どもは障害者団体だが、年に何回も勉強会を開いている。今年で3年になるが、今まで何回聞いてもわからない難しさがあったが、回を重ねるごとに自分もやらなくてはと思い、私は申し立てをした。

(中根委員) 中核機関に当たる障害の基幹相談支援センターであるが、我々のところへの相談は、直接成年後見制度を使いたいが、財産管理に困っているというよりも生活全般の困りごとから入ってくる。そこで、後見制度の認識があれば話ができるので専門職への教育は重要である。基幹相談支援センターの先にもっと地域に身近なところに計画相談事業所があり、そこも相談員が直接一番身近に相談を受けているので、そこも十分に理解できていれは良いのではないか

(西尾分科会長) 相談者が成年後見に対する知識やつなげるノウハウを持っていないか

(川畑委員) 先程から話が出ているが、地域ケアプラザでは多様な相談が入るが、成年後見制度についての直接の相談はほとんどない。様々な問題を抱えた方がいて、その中で後見制度が必要だと思われる方には相談者に話をして最終的に専門機関につなぐまでフォローをしている。成年後見制度につなぐまでがものすごく時間と労力がかかる。すでに経済虐待に近い形の相談が来ると、その判断から入り、先ずそのご家族からの経済虐待から切り離して専門家の後見につなぐだけでも数ヶ月~1年もかかる。ケアプラザではどこも機関紙に「成年後見制度」のコラムで宣伝も掲載しており、地域の回覧板などでも周知させてもらっている。

また、地域の介護者の集い(定例会)に行き、実際に社会福祉士が簡単な成年後見制度の説明をしたり、ケアプラザで話をさせてもらったり、地域包括支援センターの連絡会の定例会や、成年後見サポートネットで事例検討を行うなど、相談に来た方、認識されていない人への周知活動もしているが、まだまだ周知活動が不十分である点は反省材料である。

法定後見が必要と思われる人は脈があるが、将来的に成年後見が必要という人でもしっかりしている方からは興味はなく要望もない。法定後見を使わなくてはいけない状態になっても本来は任意後見から進めて早めに相談したいが、そこまでの意識はなかなかない。身上監護をきちんとしている家族は、制度は不要である。お金の管理や介護の契約をしっかりとやられているご家族がいる方は成年後見を必要としてない。我々も「任意後見で今のうちからどうですか」という進め方と周知はしているが、なかなかマッチしていない。お金を取られるのではないかと相談者が言われることもあるが、その面でのケアプラザの信頼度は高い。直接司法書士等への依頼はハードルが高いのでケアプラザでニーズを受けとめてつなぎたいと考えている。周知活動と相談に来た方への説明がまだまだ不十分な点は反省材料として持ち帰り日々の仕事に生かしたい。

(角田委員) 介護支援専門員のケアマネジャーの各区の連絡会等で勉強会を積極的にやっているのので、ケアマネは、制度の内容はある程度わかっているつもりだが、実際、訪問した時に成年後見の話をする、後から後見人を変えられるのかと聞かれる。介護保険を使っている人は、ケアマネやサービス事業者を選べるので変えられるという意識が強く、成年後見の利用に対してのハードルが高い。これもマイナスイメージの一つである。「変えられない」に代わる言葉があると良いのだが、そのような声が現場ではある。

(小林委員) 制度のハードルが高過ぎる。

(西尾分科会長) 制度が理解しにくく不安があるということ。地域の相談機関の現場でも直接、成年後見制度を利用したいと来る人は少ないが、そこにどうアプローチして理解を進め連携していくかという次の課題になっていく。

(宮川委員) 手続きが面倒なのではないか。後見人も裁判所が決めるという点のイメージが悪く、ハードルが高い。自分から選べない。医療法人等の民間だと任意後見契約であれば選べる場所もあったが。

(西尾分科会長) 申し立てに至り審判に持っていくところサポートが相当大変だということ。その辺も申し立てにつながるプロセスの中で可能なことがあるわけである。では、広報のところの二つ目の課題を議論したい。

(大野委員) 広報啓発のもっと簡潔な資料作成が必要と感じている。初期の相談と広報は、本来一体なので、相談の中でプライマリーな相談を受けることを広報と考えていく必要がある。例えば、区民まつりにブースを出して相談を受けるが、本格的な相談ではなく制度のPRである。一回の相談で決めるのではなく複数回の相談で少しずつ理解してもらおう工夫が重要。

(星委員) 今後、独居高齢者が増えるが、周りの家族にしっかり支えられている人は問題ないが、逆にそのような中で成年後見が必要となる人が出て来るということだと思ふ。その方々に一番接するのは、地域包括支援センターやケアマネ、病院の看護師、地域の民生委員等、日常で接する人にもっと制度を具体的に理解していただき、接する中で説明してもらおうのが効果的と考える。任意後見がきちんと機能していれば後見人も選ぶことができ、場合によって任意後見が発動する前は見守りの制度という良い制度もあるので、活用してもらいたいが広報が足りないと感じている。

(青木委員) 横浜市の場合、民生委員は一般市民と一緒にいる。200～400世帯に1名という制

限の中で委嘱を受けて動いている。最近、感じるのは、2025年、団塊世代が4分の1になる。その人達に権利擁護の話をするのが非常に難しい。ケアプラザ、地域包括支援センターは専門機関なのでそこにつなげれば前向きになれるが、「権利擁護」という言葉は難しい、もっと優しい言葉が見つけられれば、高齢者にも話がしやすくなる。高齢者の認知症は病気なので「何もして欲しくない」と言われる。親族、孫等、4親等までの人がそろそろ手続きした方が良くという知識を入れてあげられるような、若い人に分かりやすい広報が重要である。

また、高齢、介護、障害等へのいろいろなチラシと合わせた易しい資料があれば、民生委員の見守りの中で、息子さん等に「そろそろ親御さんに成年後見制度で後見人をつけることを考えてみたらどうか」と声掛けをする、もしくは、包括や区社協あんしんセンターに報告したりできる。まず権利擁護という言葉に違和感があるというのが実際である。

(西尾分科会長) 言葉の面でも抵抗感があること、利用側と支援側のギャップの理解をどう進めていくか、非常に率直な問題提起をいただいた。手段、媒体についても提案をいただいた。もう一つ、ターゲット別、必要な方に身近な存在としての民生委員や相談支援機関との連携をどう作っていくかという課題もいただいたので、事務局で整理をしていただきたい。

(3) 成年後見人に求められること

(西尾分科会長) 次のテーマに移る。今の意識のズレとも関連しているが、地域や支援者側から成年後見人に求めたいこと、成年後見人側から支援者に求められることでうまく連携ができないところもある。国の想定は、チームでどんな支援をしていくのか。イメージとしては、生活面の支援と権利擁護面での支援が両輪になっていかないといけないが、後見人が決まると生活面の支援も丸投げでお願いできるのではと感じたりするところもあり、お互いの理解の問題もある。

(宮川委員) 財産を守るのと身上監護の両方やってくれると思っているがはっきりしない。あんしんセンターは、財産管理の方だけ。民間では両方やっているところもある。

(西尾分科会長) 制度そのものは、財産管理と身上監護が入って後見と言っている。

(宮川委員) その辺がわかっていない。

(小林委員) 身上監護は親族しか出来ない。他人に身上監護は無理である。訪問販売の詐欺にあったのがきっかけで、妻の後見人として身上監護を10年やったが、親族だからできるのであり他人は財産管理だけになる。

(岩屋口委員) 確かに身上監護の度合いが違う。親族がやるのが一番だが、親族が全くいない場合は身上監護も担わなくてはいけない。月に一回程度しか訪問はできないが緊急の時は何回かいくが、親族がいない方にも後見人として身上監護をやっていかななくてはいけないと考えている。

(小林委員) 横浜生活あんしんセンター等が後見人になるのであれば身上監護を期待できるが、家庭裁判所が決める弁護士は身上監護は絶対やらない。

(辻川委員) そのようなこともあるので、財産管理は弁護士か司法書士、身上監護は社会福祉士等、複数後見の積み上げの形になる。

(松木委員) そのような形の後見もある。家族と弁護士、弁護士と司法書士、社会福祉士と組むなど、その方にあった運用を工夫次第で作れば良い。制度で柔軟に対応が可能である。

(小林委員) そういう PR をしてほしい。

(松木委員) コミュニケーション不足を常を感じている。

(宮川委員) 先日、横浜生活あんしんセンターの方に成年後見制度について聞いたが、ケアマネや精神保健福祉士や民生委員が集まって、一人の人に 10 人のいろいろな職種の人が集まりカンファレンスするというので驚いた、実際にできるのか。

(事務局) 横浜生活あんしんセンターでは、「市民後見人」を養成して、市民後見人の活動を支援する活動もやっている。その中で、市民後見人がついている被後見人をサポートするために、区でサポートネットの活動がある。そこに弁護士、介護士、司法書士、社会福祉士、包括等にも入ってもらい、アドバイスをしてもらえる場となっている。

(岩屋口委員) 私も後見人として何人か受け持っているが、個別のカンファレンスの話をすると、ケアマネ、区の職員、後見人、ヘルパー事業所、包括などが集まってこの方のためにどうしたら良いかという会議を常にやっていて、そこには、専門職が皆入って個々に対応している。

(宮川委員) 身上監護は後見人の役割と言われたが、ヘルパーとかにつないでくれば良い。ネットワークがあれば安心だと思う。

(岩屋口委員) ヘルパーにつなぐ役割、判断をするのが後見人である弁護士や司法書士である。

(川畑委員) 専門職も被後見人や家族も入ったカンファレンスの場が地域の中きちんと位置付けられていて必要な財産ばかりでなく身上監護や生活支援のサービスにもつなげられるようなところがあるがまだ、十分でないところもあるのだろう。

(岩屋口委員) 私のところに相談に来るケースはかなり複雑な問題を抱えている人が多く、市民後見人につなぐケースはほとんどない。今までのケースだと司法書士、税理士、行政書士、弁護士につなぐことが多い。その中で、介護保険のサービス事業所が集まり、今後の介護方針を決める会議にもその後見人にも出してもらう。ケアマネのケアプランと後見人の意見が合わない時、ケアプランの決定に白熱した議論があったこともある。

また、悪徳商法にひっかかったという相談が多いが、取消権が後見人にはある。飛び込みで工事し不正請求するというようなケースも後見人が業者に通知することで、ブレーキになって不正請求がなくなるケースもあった。対抗手段ができることは大きい。後見人はサービスの関係者会議にもかなり出ている。

(中根委員) 障害児者には、後見的支援制度という横浜市独自の取組があるが、身上監護を成年後見人から期待されるところがあるのか伺いたい。横浜市の後見的支援事業が成年後見人にインプットされているのか聞いたかった。

後見的支援というのは、直接支援はしないがつかないで行く役割であり、地域で見守りの仕組みを作っていく後見的支援事業のかなり根幹的な事業である。直接支援はしないが何かがあった時、地域の皆さまと共に見守るのが後見的支援事業である。

(岩屋口委員) 後見的支援事業は、月に 2 回訪問し話を聞くなど見守りをしている。私も精神障害と知的障害の方の後見人をやっているが、その方が利用している後見的支援事業の方と

も連携して情報共有しているので、より厚い身上監護ができていると思う。

(西尾分科会長) 両方活用されているケースもあるということ。

(事務局) 後見的支援事業も地域の見守りの一つで、周りの人がちょっとした変化に気が付き「どうしたの」と言ってくれれば良いということ。そういう時に成年後見制度に誰かがつないでくれれば良い。連携が重要。

(宮川委員) 連携が必要でカンファレンスをやってくれるのは良いが、時間がかかることだし、一人一人にそれが可能なものなのか。

(西尾分科会長) 今のところが、ここで議論しなくてはいけない大事なところなのだと思う。サポートネットという形で動き始めているが、全てを担っているわけではなく、国の計画で想定されるネットワーク機能の部分をどう作っていくかということなのであろう。

(大野委員) 多職種連携をするために、後見人もカンファレンスにはできるだけ参加するようにしている。後見人は、本人に代わって契約等をしなければならない。カンファレンス以外に担当者会議があるが、後見人は支援者と一緒にその人が快適に生活できるように他の関係者と一緒に考えることが必要であるので、カンファレンスに呼ばれば参加している。

(事務局) 自身も後見人を何人か引き受けて入るが、私はカンファレンスを主催して本人を取り巻く人達の情報を収集して決断していくというやり方をしている。後見人が全てできるわけではないので、複数の専門職が一堂に集まって、今はどのような状態なのか、今後どう変わっていくのか、変わっていった場合、誰が何をするのかをカンファレンスをして決めていく。弁護士は身上監護をしないと心外である。身上監護は契約をベースとして本人に対してサービスを提供するコーディネータだと考えている。むしろ上手く利用していただき、後見人はこのような役目をするべきだと啓発していくのも一つのやり方だと思う。

(西尾分科会長) カンファレンスを後見人自身が呼びかけて主催される場合もあるが、地域の関係者にしてみるとどこに声をかけて良いのか情報がない。一種のギャップがあるだけにそれを仕組みとしてどのように作っていくかの課題はある。医療関係で何か意見はないか。

(伊藤委員) 広報の切り口で、私共で精神障害の方に社会資源の説明をする際に、どんなにパンフレットを見せても関心を示さなかった方が、ビデオで説明すると身を乗り出して見ているということがあった。パンフレットではわからなかったことを動画では関心を示された。それからは、障害者の支援では、家族も高齢なので、基本的には、シナリオを作り動画を作りテロップを入れて説明するパターンを活用している。ユーチューブの活用や、ホームページに載っていればかなりわかる方が増えると思う。動画を作ると、数秒でかなりの情報量を伝えられる。

また、障害の方の家族及び支援者向けのパンフレットは今年の3月に作られているが、高齢者向け、認知症向けのように分かれていると説明に使いやすいと感じる。障害の方でネックになるのは料金だが、それが結構具体的に書かれている。

(宮川委員) 成年後見制度利用支援事業の助成制度は横浜市オリジナルか。

(事務局) 助成制度は全国共通で国からお金が出ている。使うか使わないかは市町村の判断である。

(伊藤委員) 助成制度は、一定の額以上の方にとっては、「お金をかけてまで」という思いは残るかと思う。私が関わっている方で言うと精神障害分野となる。高齢の認知症の方は契約行為の為に必要で申請するパターンが多いが、高齢ではない精神障害者では成年後見を使っている人は少ない。それでも敢えて成年後見制度を使っている精神障害者の場合には(後見人はここまでやってくれるのか!)と驚いている印象である。地域でトラブルがあった翌日には私どもと近所を回ってくれたり、和解するための集まりにも来てくれたり、過去に事件を起こしてしまい家族の支援を得られない方の場合も後見人が寄り添ってくれて、カンファレンスにも必ず来てくれていた。ただ、後見人の不正事件は数が少なくてもなくなることはないと思うので、親族後見から専門職後見になり、これから先は法人後見が広がる方が良いのではないかと。その人が信頼できるかは契約前には判断しにくい。誰かわからない弁護士、顔のわからない司法書士を個人として信用できるかと考えると不安であるので、一定の組織で支えてもらうことがこれから大事だと思う。信頼できる法人による法人後見が広がっていくと家族や本人も安心して使えるようになるのではと思う。広報も法人後見をアピールすれば使う方の安心効果がある。

(西尾分科会長) 後見人がいて良かった、助かったというところの仕組みも重要だということ。

(宮川委員) 今、動画を作られたという話があったが、作られたら各団体に配ってほしい。動画の中には良い例を入れてほしい。

(西尾分科会長) おそらく媒体はあるのではないかと。最高裁はユーチューブで広告を出しているが、かなり硬いと思われる。

(宮川委員) ドラマ仕立てでやってほしい。

(栗原委員) 広報のところでは思ったのが、認知症等の診療所の待合室にパンフレットを置くことを徹底すると効果があるのではないかと。ただ、大きなパンフレットだと見にくいので三つ折り位が良い。

(宮川委員) 待合室のテレビで動画を流すと効果的である。

(西尾分科会長) 戦略的にターゲットを定めた広報が必要だという提言である。時間もあるので、区社協の立場からとオブザーバーの方にも意見をいただきたい。

(知久委員) 皆様のご意見をごもっとも伺ったが、話に出なかった「補助・保佐」の活用を挙げたい。区社協のあんしんセンターでは、契約で金銭管理をしているが、能力低下が起きてくると法的後見につないでいく。初めから「補助・保佐」を使っていれば類型変更で済むので非常にスムーズに適切なサービスにつなげられる。

(オブザーバー) (旭区高齢・障害支援課) 区役所では、成年後見制度について啓発促進を実施している。相談者に案内をしたり、区役所で講演会を実施したり幾つか手は打っているが、周知・理解は難しいと改めて認識した

これから高齢化が進む中、高齢者にもわかりやすい制度にしたい。ユーチューブは、高齢の方はあまり見ないので、その辺も工夫して考えていきたい。

(オブザーバー) (横浜家庭裁判所) 家庭裁判所の実際の後見人についての問い合わせ事例等、4点お話ししたい。

1 家庭裁判所は、福祉的な知見はないところなので、福祉的内容の問い合わせや体調による施

設変更等の問い合わせに対してのアドバイスは難しい。

- 2 家庭裁判所は、後見人を監督する立場にあり、本人の生活プランニングは、その収支の状況を考えて後見人の裁量とされることなので、それを相談されても回答は難しい。また、その延長線上の話で、自宅のバリアフリー工事の相談なども同様に難しい。つまり、ご本人の生活プラン、生活そのものについて、後見人等が総合的に相談できる場所があれば、後見人も安心して後見業務ができると感じている。

これと関連する問い合わせとして、親族から後見人の交代を問われることもある。その苦情、不満が、すくい上げなくてはいけない苦情なのか、ボタンのかけ違いなどの勘違いなのかその辺がよくわからないが、家庭裁判所としては、手続きとして、後見人の辞任、解任申立があればその判断をすることになるので、判断をする機関として事前にアドバイスをすることはできない。

- 3 後見人の漠然とした不安による（相談窓口の必要性を感じた）もの。一つの事例を読み上げると、「本人にはあまり変化はない。後見人の私は体調が悪く困っている。いつまで後見人ができるか不安である。」というようなケースでは、困っているのはわかるが、何を相談したいのか、また、相談したい内容が今なのか先のことなのか見えてこないで、このような時に後見人が相談できる総合的な窓口があればよいと感じる。

- 4 例えば、家族が銀行でお金を下ろそうとしたら、銀行の人から「後見を申し立ててください」と言われて申し立てに来る場合がよくあるが、このような行政との接触が一度もない状態で後見申立に至るケースで、後見人が相談したいと思った場合には、どこに相談をすれば良いかわからないので、総合的な相談窓口があれば良いと思う。

このようなところが、後見人への支援が上手くいかない（支援の必要性のある）ところと感じているし、後見制度の利用が進まない要因と合わせて広報のあり方も考えるべきかと思っている。

（西尾分科会長）貴重な状況を類型化して報告いただいた。これから整理をしていかなければならないが、相談ごとは分割しにくく、支援の側は、成年後見制度は、司法側と福祉側の支援の間に隙間があったりする。必要な方自身と専門職、地域の支援者の間にも隙間がある。それをどう縮めていくか。国の計画では、中核機関を想定しているが、それをどう具体化するかの予備的な議論で本日意見をいただいた。どのようにコーディネート、必要な支援につなげていくのか、連携していくのかを今後、より具体的に議論をして方向性をまとめていく必要がある。

（松木委員）弁護士会では、これまで成年後見に特化した窓口がなかったが、弁護士会で成年後見センターを来年3月1日オープンすることが決まった。これまで行って来た弁護士会から後見人の推薦や成年後見に関するワンストップサービスを予定しているので期待してほしい。成年後見利用促進を踏まえた制度設計をしてバックアップを考えているので宜しくお願いします。

（西尾分科会長）意見交換は、以上として、今後について事務局から願います。

（事務局）本日は、貴重な意見をありがとうございました。本日、いただいた意見を踏まえて具体的な素案に反映させていきたい。次年度以降また分科会を開催したいと考えているが、

	<p>日程等はあらためて連絡する。 これで閉会とさせていただきます。</p> <p>閉会</p>
<p>資 料</p>	<p>○平成 29 年度第 3 回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会 3 次第 ○横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会 3 委員名簿 当日座席表</p> <p>資料 1 横浜市地域福祉保健計画 策定・推進委員会 分科会 3 参加者名簿 資料 2 分科会 3 の進め方 資料 3 成年後見利用促進基本計画及び横浜市における権利擁護関係の計画について 資料 4 成年後見利用促進基本計画のポイント 資料 5 第 4 期市計画成年後見制度利用促進基本計画の一体的策定について 資料 6 第 3 期地域福祉保健計画抜粋 (2・3) 資料 7 第 4 期横浜市地域福祉保健計画の策定関係資料 (原案、骨子、スケジュール、分科会 1・2 実施 内容) 資料 8 準備会の報告について 資料 9 全国・横浜市統計データ等からみる「地域で困りごとを抱えている人」の状況について 資料 10 成年後見制度利用促進基本計画における、横浜市の現在の取り組み状況について 資料 11 意見交換</p> <p>参 考 第 3 期市計画概要版、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱、成年後見制度パンフレット</p>